



報道発表資料

報道関係者 各位

令和 3 年 11 月 12 日（金）
 【照会先】
 山形労働局労働基準部監督課
 監督課長 松岡 隆夫
 監督係 大島 彰議
 電話 023-624-8222
 F A X 023-624-8345

自動車運転者を使用する事業場に対する 令和 2 年の監督指導等の状況を発表します

～労働基準関係法令違反が認められたのは、監督指導実施事業場のうち 66.2%の 47 事業場～

山形労働局（局長 こもりのりゆき 小森則行）は、このたび、県内の労働基準監督署が、令和 2 年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙 1 参照）

山形労働局では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働時間管理適正化指導員の訪問指導等を通じて労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

令和 2 年の監督指導の概要

- 監督指導を実施した事業場は **71 事業場**。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、**47 事業場 (66.2%)**。また、改善基準告示※違反が認められたのは、**26 事業場 (36.6%)**。
 ※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）（別紙 2 参照）
- 主な労働基準関係法令違反事項は、①労働時間 (28.2%)、②割増賃金の支払 (15.5%)、③休日 (1.4%)。
- 主な改善基準告示違反事項は、①最大拘束時間 (25.4%)、②休息期間 (18.3%)、③連続運転時間 (15.5%)。

（別紙 1） 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導等の状況（令和 2 年）

（別紙 2） 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導等の状況（令和２年）

1 監督指導状況

- (1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関 係法令違反 事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金	休日
トラック		59	41 (69.5%)	17 (28.8%)	8 (13.6%)	1 (1.7%)
バス		0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー		3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)
その他		9	4 (44.4%)	2 (22.2%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)
合 計		71	47 (66.2%)	20 (28.2%)	11 (15.5%)	1 (1.4%)

(注１) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

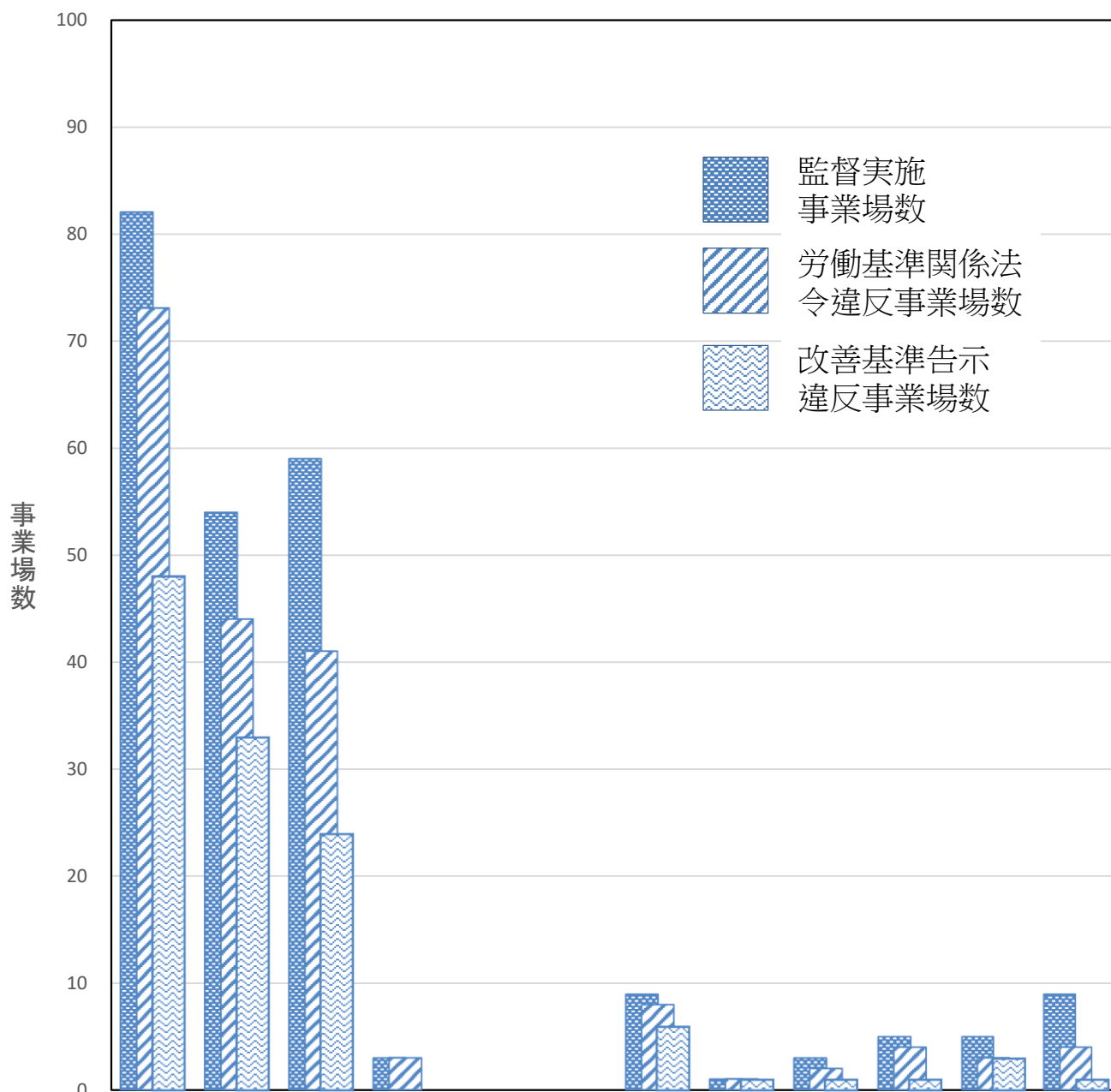
(注２) 違反事項が２つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

- (2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	事項	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
				最大拘束 時間	総拘束 時間	休息期間	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック		59	24 (40.7%)	17 (28.8%)	7 (11.9%)	13 (22.0%)	11 (18.6%)	9 (15.3%)
バス		0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー		3	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－ (－)	－ (－)
その他		9	1 (11.1%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	0 (20.0%)	0 (20.0%)	0 (0.0%)
合 計		71	26 (36.6%)	18 (25.4%)	8 (11.3%)	13 (18.3%)	11 (15.5%)	9 (12.7%)

(注) ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「連続運転時間」、「最大運転時間」の定めがない。

- (3) 平成30年から令和2年までの3年間に於ける業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。



	トラック			バス			ハイヤー・タクシー			その他		
	平成30年	平成31年	令和元年	令和2年	平成30年	平成31年	令和元年	令和2年	平成30年	平成31年	令和元年	令和2年
監督実施事業場数	82	54	59	3	0	0	9	1	3	5	5	9
労働基準関係法令違反事業場数	73	44	41	3	0	0	8	1	2	4	3	4
改善基準告示違反事業場数	48	33	24	0	0	0	6	1	1	1	2	1

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例（トラック）

長時間労働を行わせているおそれのある運送会社に対して監督指導を実施

概 要

- 自動車運転者について、1日の拘束時間が上限の16時間を超える日が1か月に9日あり、1か月の総拘束時間が約350時間、1か月の時間外労働が36協定の上限を上回る約65時間となっている者が認められた。
- 定期健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者の健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴取していないことが認められた。

指導内容

- 1 自動車運転者の1日の拘束時間が16時間を超えていること、1か月の総拘束時間が293時間を超えていること及び勤務終了後に継続8時間以上の休息期間を与えていないことについて是正勧告した。

指導事項

改善基準告示違反

（1日の最大拘束時間、1か月の総拘束時間及び休息期間）

- 2 36協定の上限時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。

指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）、長時間労働の削減

- 3 定期健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者の健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴取するよう是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第66条の4違反

（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）

指導後の会社の取組

- 荷主と交渉して待機時間を削減するとともに、荷の積み下ろしを別の労働者に行わせる等の業務の分散化を行った結果、時間外労働が36協定の限度時間以内かつ80時間以内、1か月の総拘束時間が293時間以下及び1日の拘束時間が16時間以下となった。
- 地域産業保健センターを活用し、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者の健康を保持するために必要な措置について医師の意見聴取を行った。

（参考）トラック運転者に係る改善基準告示

1か月の総拘束時間：原則293時間以内（労使協定締結の場合、320時間以内）

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

2 国土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

事項 \ 年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年
労働基準監督機関から 通報した件数	2	6	4
労働基準監督機関が 通報を受けた件数	0	0	0

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

\	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年
件数	1	1	2

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

・長時間労働、交通事故の増加
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年):運転時間上限1日9時間、1週間48時間

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

※ 制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

内 容

拘束時間	総拘束時間	トラック：原則 1か月 293時間 バス：原則 4週間平均で1週間 65時間 タクシー：原則 1か月 299時間
	最大拘束時間	トラック、バス、タクシー：原則 1日 16時間 (ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)
休息期間	トラック、バス、タクシー：原則 継続8時間以上	
最大運転時間	トラック：原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間 バス：原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間	
連続運転時間	トラック、バス：4時間以内 (運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。)	
休日労働	トラック、タクシー：2週間に1回以内、 かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 バス：2週間に1回以内、 かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	

・拘束時間＝始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)

・休息期間＝勤務と次の勤務の間の自由な時間

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。